

私たちの

いしおか市議会

第9号

発行／茨城県石岡市議会
発行人／議長 久保田健一郎
印刷／高橋印刷株式会社

府中小学校児童の田植え体験学習



私たち市民の力で
充実したまちづくりを



副議長
磯部 延久



議長
久保田健一郎

新市発足から一年半あまりが経過し、石岡市議会も合併後初めての選挙を経験しました。このたび議員として選んでいただいた私ども二十六人は、すべての市民の代表として、市政運営に積極的な役割を果たしていきたいと思っております。

本年三月には今後十年間の市政運営の指針となる「石岡市基本構想」も決まり、今年度から第一次総合計画に基づくまちづくりが動き出しました。よりよい石岡市を目指すこの計画に、私たち市民はどのように協力し、課題や問題点にはどのように対処すればよいのか。私ども二十六人は、私たち市民自身のための総合計画を最も願わしい形で達成できるように、あらゆる努力をはらっていきます。

「石岡市を素晴らしいまちにしたい」、それは私たち市民すべての願いです。

議員になった二十六人には、その実現へ向けてさまざまな考えや意見があるわけですが、私どもはそれを市長や市当局者へ投げかけ、議論を交わすことによって、私たち市民に最も望ましい結論を得てゆきたいと思っています。充実したまちづくり実現のため、皆さまも是非、二十六人の市民による新しい議会にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私たちはすべて、石岡市という「自治体」の一員です。「自ら治める」というその名とおり、私たち市民は、自らの手で石岡市を上手に運営していかなければなりません。地方分権が進む中、私たち市民に課せられた責任は次第に重いものになっていきますが、みなが知恵や力を出し合うことで、私たち市民は石岡市をより素晴らしいまちにすることが出来ると信じます。

くします



山口 晟
三 村



金子悦郎
府中1



前島守雅
三 村



久保田健一郎
村 上
[議 長]



鈴木行雄
東大橋
[議会選出監査委員]



島田久雄
嘉良寿理



川井貞夫
柿 岡



関町芳弘
東大橋



大和田俊樹
東成井



磯部延久
旭台3
[副議長]



池田正文
国府7



菱沼和幸
貝地2



岡野孝男
上 曾



未来に向かって、今……

全力を尽



菱沼定夫
東成井



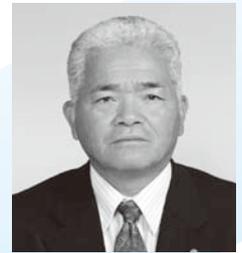
徳増千尋
旭台3



小松美代子
総社2



嶋田佐登子
下青柳



鈴木米造
瓦谷



川村良一
東光台4



前島孝元
国府7



國司進
行里川



櫻井信幸
小幡



塚谷重市
小幡



金井一憲
石岡



関口忠男
根小屋



関昭
柴内



第一回 臨時会の概要

議員改選後初となる第1回臨時会は、5月15日に開催されました。

この臨時会では、議長・副議長の選挙や常任委員会、議会運営委員会の構成、または石岡市が加入している一部事務組合へ送り出す組合議会議員の選挙などを行ったほか、各会計の補正予算を専決処分した案件、議会選出監査委員の選任などの審議を行いました。

ここでは、それらのうち議会の人事構成などについてお知らせします(市長提出議案の内容等については、次号でお知らせします)。

第一回臨時会は、議員全員による請求に基づき、市長によって五月十五日(火)に招集されました。

この臨時会は改選後初の議会であることから、最初に議長の選挙が行われました。選挙は投票によって行われ、その結果、久保田健一郎氏十九票、前島守雅氏一票、山口晟氏一票、小松美代子氏一票(無効四票)で、久保田健一郎氏が第二代の石岡市議会議長に当選しました。

続いて行われた副議長の選挙では、磯部延久氏十四票、島田久雄氏十一票、小松美代子氏一票で、磯部延久氏が第二代副議長に当選しました。

そのほか、常任委員会や議会運営委員会委員の選任、一部事務組合議会議員の選挙などが行われ、それぞれ、本ページと次ページにお知らせするような結果となりました。

●石岡市監査委員に

鈴木行雄氏を選任

石岡市は、監査委員の定数を二人としており、うち一人は地方自治法により議員を充てることになっていきます。今回、市長は議会から鈴木行雄氏を監査委員に選任しようとする議案を提出し、議会はこれを全会一致で同意しました。



監査委員 鈴木行雄氏

平成十三年から十五年まで旧石岡市議会の議長を務めた。昭和十七年生まれ。六十五歳。東大橋在住。

委員会の構成

	総務企画	教育福祉	市民経済	都市建設
所管事項	市長室・企画部・総務部・会計課・消防本部及び八郷総合支所の所管に属する事項など	保健福祉部・福祉事務所及び教育委員会事務局の所管に属する事項	生活環境部・経済部及び農業委員会事務局の所管に属する事項	都市建設部の所管に属する事項
委員長	徳 増 千 尋	國 司 進	川 井 貞 夫	前 島 孝 元
副委員長	岡 野 孝 男	菱 沼 和 幸	島 田 久 雄	鈴 木 米 造
委員	前 島 守 雅	久保田 健一郎	菱 沼 定 夫	鈴 木 行 雄
委員	金 子 悦 郎	関 町 芳 弘	磯 部 延 久	山 口 晟
委員	嶋 田 佐 登子	櫻 井 信 幸	大和田 俊 樹	関 昭
委員	小 松 美 代子	川 村 良 一	塚 谷 重 市	関 口 忠 男
委員	金 井 一 憲	池 田 正 文		

議会運営委員会

調査する事項	役 職	氏 名	役 職	氏 名
議会の運営に関する事項や議会の会議規則、委員会条例等に関する事項、または議長の諮問に関する事項	委員長	金子 悦郎	委員	関町 芳弘
	副委員長	塚谷 重市	委員	櫻井 信幸
	委員	嶋田佐登子	委員	菱沼 和幸
	委員	徳増 千尋	委員	

第1回 定例会

●平成19年石岡市議会

在任特例最後の議会

平成17年10月の新・石岡市誕生から用いてきた市議会議員の在任特例は、平成19年4月末日で満了を迎えました。

この、在任特例期間の最後の定例会となった平成19年第1回定例会(2月28日～3月15日)へは、今後10年間の石岡市の指針となる「基本構想」が市長から提出されたほか、平成19年度各会計予算14件などが提出されました。

地方自治法第二条第四項は、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」と定めています。

平成十九年第一回定例会には、これに基づく議案、「石岡市基本構想を定めることについて」が提出されました。



●平成19年から10年間の指針

石岡市基本構想を原案可決

将来像は「風と時が輝く和のまちいしおか」

●基本構想の概要

基本構想は「基本理念及び将来像」「土地利用構想」「施策の大綱」の全三章から成っています。

まず第一章「基本理念及び

将来像」では、まちづくりの基本理念が左表のように定められています。

そして、まちづくりの基本理念を踏まえ、市が目指すべき将来像を「風と時が輝く

和のまちいしおか」として、まちづくりの基本理念を踏まえ、市が目指すべき将来像を「風と時が輝く

まちづくりの基本理念

人と人とがふれあう協働によるまちづくり

まちづくりの主人公である市民一人ひとりが考え行動するとともに、市民が事業者・行政と適切に役割分担をしながら、協働によるまちづくりを進めていきます。

さらに、ひとがまちを育て、まちがひとを育むという“ひとづくり”の視点を大切にします。

暮らしと自然・歴史が調和した活力あるまちづくり

筑波山や霞ヶ浦をはじめとする豊かな自然と、常陸国分寺跡などに代表される貴重な資源を「歴史の里」である本市の財産として大切にするとともに、暮らしとの調和を図りながら積極的に活用し、多くの人が行き交う活力のあるまちづくりを進めます。

安心とやすらぎに包まれた生きがいのあるまちづくり

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが将来にわたり安心して、やすらぎと生きがいを感じながら生活できる、潤いと温かみのあるまちづくりを進めていきます。

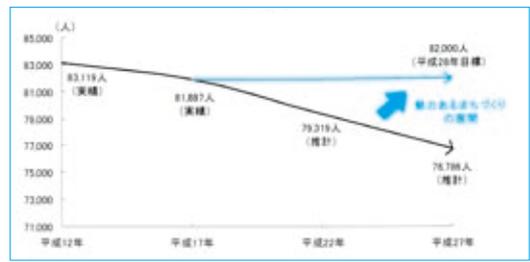
「和」のまちいしおか」としてきます。

この将来像について、基本構想には「筑波山や霞ヶ浦をはじめとする豊かな自然資源や、先人達が大切に守り育んできた歴史資源は、本市にとって次代に引き継ぐべき貴重な地域財産です。本市が目指す将来像「風と時が輝く『和』のまちいしおか」は、これらの自然・歴史を守りつつ、その中にある日本の原風景に息づくやすらぎを大切にしながら、人の「和」(コミュニティ)と、市民と行政の「和」(協働)によるまちづくりの姿を示しています」と書かれています。

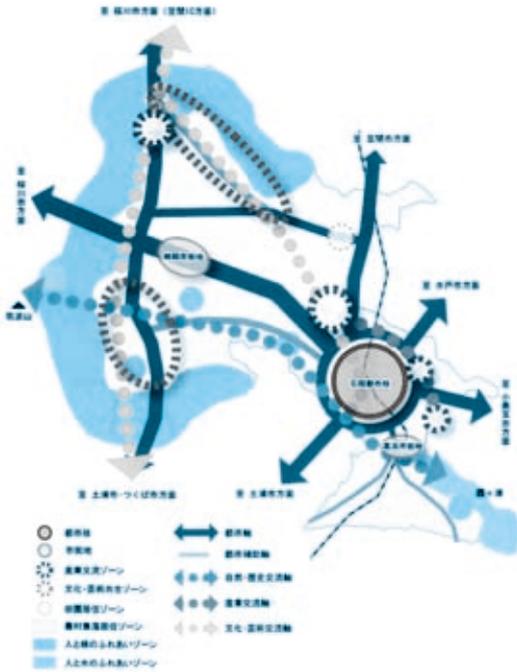
また、「人口目標」の項では、平成二十七年の人口推計が約七万六千八百人(平成十七年国勢調査時と比べて約五千人の減)であることから、十年後の目標を平成十七年国勢調査時の人口と同じ「八万人」としてきます。

第二章「土地利用」では、まず「土地利用方針」、次いで「都市軸の形成」が述べられています。

「土地利用方針」は、「都



このままで行くと、10年後には5,000人減



「土地利用構想図」カラー版は議会ホームページでご覧になれます。

「都市軸」・「都市補助軸」、市内に点在する自然資源や歴史資源、観光資源などのネットワークとしての「自然・歴史交流軸」、市街地の外周に点在する産業交流工

市核・市街地」ほか、市域をその特性ごとに七つのゾーンに分け、それぞれの利用方針を述べています。

「文化・芸術交流軸」の五つについて、機能強化や交流促進を進めるとしています。

この「基本構想」案は、本会議での議案質疑を経た後、議会の企画委員会に審査付託されました。

第三章「施策の大綱」では、

市は今後十年間、「基本構想」とこれに基づく「第一次石岡市総合計画」によって、さまざまな施策を進めていくこととなります。私たち市議会は、基本目標や各種施策について、これらを様々な角度からチェックして行きます。

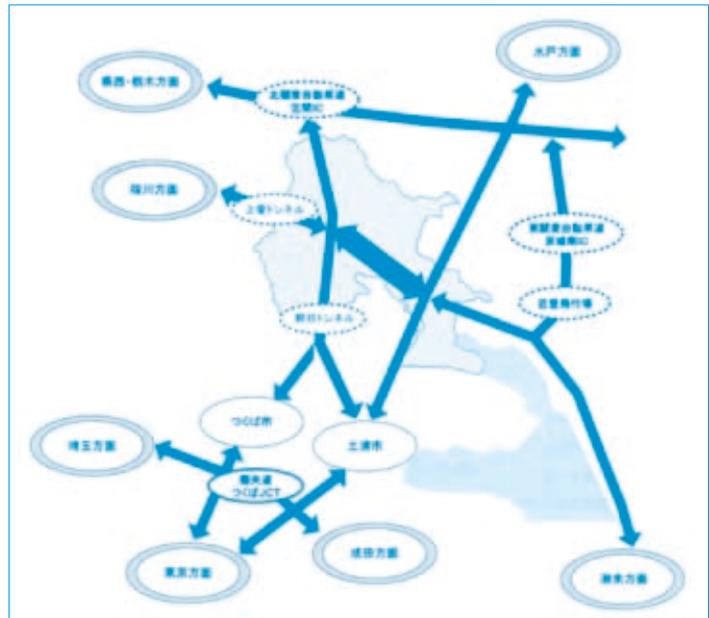
この「基本構想」案は、本会議での議案質疑を経た後、議会の企画委員会に審査付託されました。執行部に強く要望しました。このような審査ののち、「基本構想」案は企画委員会、さらに本会議で「原案可決」と決しました。

企画委員会では、定住人口を増加させるための具体的施策、中心市街地における人口把握の考え方、そして今後の都市計画のあり方が議論の中心となりました。当市の都市計画は現在、市街化区域・市街化調整区域などに区切られている(いわゆる「線引き」された)石岡地区と、非「線引き」の八郷地区という、都市利用の規制が大きく異なる二つの区域を有する状態となっています。市は、当面この二つの状態を維持する考えとのことですが、企画委員会は「今後、全市域における一体的な都市計画のあり方を十分に検討すること」を、委員会の総意として、

構想に示された、基本理念、目標、施策などの一覧

まちづくりの基本理念	将来像	8つの基本目標(政策)	基本施策
<p>人と人、かかれあつ 協働によるまちづくり</p> <p>暮らしと自然、歴史が調和した 活力あるまちづくり</p> <p>安心とやすらぎに包まれた 生きがいのあるまちづくり</p>	<p>風と時が輝く、和のまち いしおか</p>	明日を拓くまちへ (都市基盤の整備)	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な土地利用 道路の整備 公共交通機関の充実 駅・市街地等の整備 上下水道の整備
		産業の輝くまちへ (産業の振興)	<ul style="list-style-type: none"> 農林業の振興 商業・サービス業の振興 工業の振興 観光産業の振興
		安全で安心して暮らせるまちへ (安全な地域づくり)	<ul style="list-style-type: none"> 防犯対策の充実 交通安全の推進 消防・緊急体制の充実 防災体制の充実 消費生活の安全確保
		笑顔と元気のあるまちへ (保健・医療・福祉の充実)	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり 地域医療の充実 地域福祉の充実 高齢者福祉の充実 児童福祉の充実
		人を育くまちへ (教育・文化の充実)	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の整備・充実 特色ある教育の推進 地域・業種に合わせた学び 生涯学習支援 文化・芸術の振興 歴史・文化の保護・活用 国際交流の推進 青少年の健全育成
		自然と調和するまちへ (環境共生・循環型社会の構築)	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全・共生 住環境・都市景観等の整備 廃棄物対策・循環型社会の構築 省エネルギー・新エネルギーの推進
		協働で歩むまちへ (市民と行政との協働)	<ul style="list-style-type: none"> 市民と行政との協働 コミュニティの充実 男女共同参画社会の実現 ボランティア・NPOへの支援
		効率的な行政運営を目指して (行財政改革の推進)	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開と対話の推進 持続可能な財政運営の確立 効率的・効果的な行政運営の推進 人材確保・強化 行政サービス機能の充実 地域連携の推進

「広域連携図」



●平成19年度予算

総額501億8,976万7,000円を 原案可決

うち、一般会計予算は248億円



▲八郷総合支所

6つの常任委員会が、それぞれ所管する範囲を審査

総務委員会では、 八郷総合支所の機能維持が焦点に

議会は、市長から提出された平成十九年度各会計予算計十四件の審査を、六つの常任委員会へ付託して行いました。

各委員会は、それぞれ所管している費目について審査を実施しましたが、そのうち総務委員会においては、予算における「職員等 person 費」に関連して、八郷総合支所の機能維持が問題になりました。

第一回定例会には、予算案とは別に、「部等設置条例」の一部改正案が提出されてい

ました。この議案の内容は、

市役所組織のうち市長公室の事務を縮小して名称を市長室と改め、また、企画部と総務部の分掌事務の一部を改正しようとする内容でした。しかし、議会内では、市の組織のうち議案にならない部分（議会の議決が必要なのは「部」の設置とその分掌事務等に限られ、「課」の設置や分掌事務の改正は、議会の議決を要しません）に対し、これを問題視する声が起りました。

市は、平成十九年度から「課」の統合再編を行うことを企図していましたが、議会に對して、その具体的内容の報告・説明が行われていなかったことが、背景にありました。

そのような状態のまま予算審査を迎えた総務委員会（市の組織に関する部分を所管しています）では、たとえ「課」の再編が議決を要さない事項とはいえ、市民生活に影響を

表中「△」は減をあらわす。

●平成19年度 石岡市会計別予算額

会 計 名	19年度予算額	前年度との比較
一 般 会 計	248億円	△18億3,500万円
授 産 所	2,902万4,000円	△79万円
国 民 健 康 保 険	88億8,874万円	7億6,598万3,000円
簡 易 水 道 事 業	2,157万円	△21万5,000円
下 水 道 事 業	30億5,607万2,000円	△1億4,392万8,000円
駐 車 場	1,605万7,000円	△994万7,000円
老 人 保 健	65億9,300万円	△3億6,500万円
石 岡 駅 東 土 地 区 画 整 理 事 業	6,474万9,000円	△8,647万9,000円
農 業 集 落 排 水 事 業	10億1,416万4,000円	1億4,998万円
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	2億 267万2,000円	△510万3,000円
霊 園 事 業	3,699万円	27万6,000円
介 護 保 険	43億 193万1,000円	3億7,650万4,000円
介 護 サ ー ビ ス	2億1,428万3,000円	△5,484万円
水 道 事 業	9億5,051万5,000円	△237万8,000円
特 別 会 計 合 計	253億8,976万7,000円	6億2,406万3,000円
総 合 計	501億8,976万7,000円	△12億1,093万7,000円

及ぼす件をよく承知しないまままで予算や議案を審査することについて、委員から異議が出されました。この日の委員会では、市当局から初めて「課」再編について説明が行われましたが、説明の中で特に各委員が問題としたのは、八郷総合支所の機能維持についてでした。

合併から平成十八年度まで、総合支所には七つの課がありましたが、そのような中、市当局はこれを総務課、市民窓口課の二つに統合再編する旨の説明を行ったのです。八郷総合支所の機能については、合併時に「総合支所は、合併前の町の区域を所管区域とする」ことを基本とし、本庁

において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合的な行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興を図る」とされてきました。しかし委員の中には、八郷地区の市民から「八郷総合支所で手続き出来ない件が増え、本庁舎まで足を伸ばさなければならなくなった」という苦情を受けている委員もいました。課の減少が八郷地区の行政サービス低下につながることを懸念する委員からは、これに強く反発する意見が出され、このことは、新年度予算における「職員等人員費」の各部課への配分の問題へと波及しました。

事務の流れと効率を確保する方向で検討している」との説明确が行われましたが、採決の結果、総務委員会は「平成十九年度石岡市一般会計予算のうち総務委員会の所管にかかる部分」を賛成少数で「否決すべきもの」と決しました。また、「部等設置条例」の一部改正についても、総務委員会は「否決すべきもの」と決しました。

この八郷総合支所における機能維持の問題は、委員会へ市長の出席を求める（通常、市長は委員会審査には出席していません）ことに発展しました。出席した市長からは、「八郷総合支所は、現在の七課体制を総務課、市民窓口課の二課体制とし、あらゆる申請、証明書等の発行事務は窓口で可能な体制を敷く。また、農政・商工観光・下水道・建設関係の課長補佐を配置し、

しかしその翌々日、総務委員会は「平成十九年度石岡市一般会計予算」における「職員等人員費」の積算は平成十八年一月時点の人事配置に基づいており、新年度の人事配置とは直接関係していないことが明らかになった」として、議長に対し「平成十九年度石岡市一般会計予算のうち総務委員会の所管にかかる部分」を再審査したいとの申し出を行いました。

「重大な事情の変更等」として行いました。議長は、未だ前例のないこの申し出を、議会運営委員会の協議を経た上、許可しました。

再審査を行った総務委員会は、再度の採決の結果、「平成十九年度石岡市一般会計予算のうち総務委員会の所管にかかる部分」を全会一致で「原案可決すべきもの」と決しました。

「重大な事情の変更等」として行いました。議長は、未だ前例のないこの申し出を、議会運営委員会の協議を経た上、許可しました。

再審査を行った総務委員会は、再度の採決の結果、「平成十九年度石岡市一般会計予算のうち総務委員会の所管にかかる部分」を全会一致で「原案可決すべきもの」と決しました。

◎「部等設置条例」の一部改正案

賛成多数で「原案可決」

市長から提出された議案「部等設置条例」の一部改正案は、本会議での審査を経たのち総務委員会へ付託され、委員会はこれを「否決すべきもの」と決しました（この経緯は前頁「本会上段を参照」）。委員会での審査結果は、当該委員会の委員長から定例会最終日に本会議へ報告され、その後、議会としての議決を行います。

議案を「否決すべきもの」とする総務委員長報告に対し、徳増千尋議員は議案に賛成する立場で討論を行い、飯村嘉男議員は議案に反対する立場で討論を行いました。

その後の採決では、議案に賛成する議員の数が、反対する議員の数をわずかに上回ったため、「部等設置条例」の一部改正案は、原案のとおり可決と決しました。

◎石川字越場 市道の変更 ◎上青柳字カト 市道の廃止

いずれも認めず 否決

道路は、市民生活に欠かせない重要な施設です。したがって、市が私道を市道として受け入れたり、市道のルートを変更したり、市道そのものを廃止する等の場合には、議会の議決を得なければならぬことになっています。

第一回定例会には、市道の認定・改廃に関する議案が五件提出されました。

これらの審査を担当した都市建設委員会は、現地調査を行った上、五つの議案のうち石川字越場の市道変更の議案、および上青柳字カトの市道廃止の議案には問題があると判断し、「否決すべきもの」と決しました（議案の内容は27頁参照）。続く本会議の採決でも、議会はこの二つの議案を否決と決しました。

いっぱんしつもん

一般質問

第1回定例会の「一般質問」は、3月5日～7日の3日間にわたって行われました。

登壇した議員は12人で、新・石岡市誕生以降では最も少ない質問者数でしたが、質問を行った各議員は、それぞれ熱のこもった論戦を展開しました。(ここでご紹介する内容は、実際に行われた質疑応答の一部を要約したものです。一般質問全文を含む会議録は、石岡市議会ホームページの「会議録検索」、または図書館、地区公民館、まちかど情報センター等に設置してある会議録でお読みいただけます)



Q

石岡駅・鹿島鉄道の今後の取り扱いをどう考えているか

19年度の駅周辺整備検討調査の中で、関係会社と協議したい

A

市長 石岡駅の鹿島鉄道部分の利用方法等については、十九年度に言う予定の駅周辺整備検討調査の中で、関東鉄道などと協議していきたい。

問 現在、市は石岡駅橋上化へ向けて基金の積立などを行っている。そのような中、鹿島鉄道が三月末日で廃線になることが決まり、今後、石岡駅構内の鹿島鉄道部分の取扱いが問題になると思われる。このことについて市は、現在どのような考えを持っているのか。

次に工業の振興についてだが、柏原工業団地の某鉄鋼会社が工場を閉鎖したことで、当市の税収は一億円ほど減ったとの噂を聞く。今後、地方自治体が自立していくためには税収確保が大きな課題となるが、工業団地への企業誘致について、市はどのような展開を図っていく考えなのか。



むらやま 村山

ゆたか 裕 議員



▲石岡駅構内の鹿島鉄道部分撤去作業

経済部長 平成十二年にご指摘の企業が倒産した件は、税収または雇用問題において、当市にとっても大きな損失となった。市は平成十六年度に要綱を制定して企業誘致に努め、現在、同跡地には別の企業が進出している。なお、企業誘致に当たっては、製造業を第一とし、公害を出さない企業を募集しているところである。

また、工業団地には運営協議会が組織されているが、団地内企業がやむを得ず工場用地を転売する場合には、同団地の環境維持等に配慮した譲渡先とするよう、同協議会と申し合わせをしている。

今後も自主財源確保、雇用確保を図っていくため、引き続き工業振興に努めていきたい。

Q

子どもの医療費については、完全無料化を実現してほしい

当市の財政状況から考えて、無料化は難しい

A



こまつ みよこ
小松美代子 議員

問 新年度予算における少子化対策、子育て支援策を見ると、当市単独での取組みが数多くあり、その充実に対しては感謝したい。

しかし、小学校入学前の子どものための医療費については、依然として自己負担がある。県内の多くの市町村では完全無料化が図られており、当市もこれを実施すべきだと思うが、どう考えているか。

また、古河市では小学校を卒業するまで通院、入院の完全無料化も図っている。当市も中学卒業までの入院費助成を始めるわけだが、私としては是非とも完全な無料化をお願いしたい。

保健福祉部長 自己負担をなくし、完全無料化を図るためには多額の財政負担が伴う。自己負担導入の背景には、厳しい財政状況に鑑み、受益者の方にも応分の負担をいただくことで、福

祉施策の拡大と制度の安定的継続を図ることを目的としているので、両者ともに完全無料化は難しいと考えている。

市長 少子化対策は、現下の最重要課題と受けとめている。そのような中、若い方々が子どもを産みやすく、育てやすい環境を構築していくことは行政の責務である。

今回、新年度予算で少子化対策に重点的に取組んでいく中、一つに中学校卒業までの入院にかかる医療費助成を行っていくこととした。マル福制度の拡大については、自己負担の無料化、外来にかかる費用に関する助成、入院にかかる費用の助成など、幾つかの方法がある。しかし、現時点の当市の財政状況に鑑み、身体的、精神的、そして経済的にも負担が大きい入院にかかる経費の助成を行うこととした。



Q

大增地内の土浦・笠間線 拡幅改良工事はいつ実現するのか

一部未買収の用地交渉がまとまれば、工事に入るとのこと

A



すずき みつお
鈴木 光雄 議員

問 大增地内板敷山峠付近の土浦・笠間線拡幅改良工事対策について伺う。マスコミの報道によると、二〇一一年には北関東自動車道が全線開通し、笠間インター（IC）は今年にも開通する予定とのことである。しかし笠間ICへのアクセス道路である県道土浦・笠間線の大増地内板敷山峠付近は、依然として大型車のすれ違いも困難な状況である。

前々から要望しているにも関わらず、拡幅整備がいつこうに行われないことに、地元の方々は半ばあきれながら、「どうなっているのか」と心配している。そこで、現在の状況と今後の見通しを伺う。

都市建設部長 主要地方道土浦・笠間線、大增地内の板敷峠付近は、六百四十メートルの区間が未整備となっている。現在は用地買収が完了できず、未買収地が

若干ある状況である。
当該県道を所管している県土浦土木事務所に確認したところ、用地交渉がまとまり次第、工事に入るとの回答を得ている。

ご指摘のように、十九年度中には笠間ICから常陸那珂港ICまでつながり、二十一年度には茨城県、栃木県区間の工事が完成予定と公表されている。

開通区間が伸びるに思いますが、今後も引き続き県に対して早期整備を要望していきたい。



Q

中心市街地活性化の観点からも新・図書館は駅舎と合築すべき

イベント広場への建設は、合併協議会で合意が形成されている

A

教育次長 図書館整備を予定しているイベント広場については、平成十六年に中心市街地活性化プラン推進委員会から、一

問 合併しないまちで有名な矢祭町では、水郡線駅前の武道館を一億二千万円で改築して「もったいない図書館」とし、全国から寄付を受けた善意の本を活用している。また土浦市は、十九年度から駅前にマンションと図書館を整備するための特別会計を新設した。全国的にも、駅と連携した図書館は主流となりつつある。当市の総合計画においても、石岡駅を拠点とした中心市街地の活性化をうたっている。私も、活性化は駅を中心に進めることが最も効果的であると考えている。財政状況が不透明な中、貴重な財源を効率よく使うためにも駅舎と図書館を合築し、中心市街地活性化の核とすべきではないか。



さくらい のぶゆき 櫻井 信幸 議員

書館を核とした施設を整備すべき」という報告が行われている。合併協議会においても、その報告を踏まえた検討が行われ、合併特例債事業として位置づけられたところである。

今後は、建設予定地内の埋蔵文化財の発掘調査を二か年行い、二十一年度の実施設計を行う、二十二年度に建設を行う考えである。

市長 図書館は、すべての市民に対して、求める資料、情報を提供する場所。幼児から高齢者まで親しむことのできる施設であり、情報発信基地でもある。幼児期の子ども達が早い時期に本と出会えるようにするブックスタート活動、または高齢者の自己実現支援や長時間滞在に対応する閲覧室やボランティア情報コーナーの設置も求められている。活字情報をそのまま利用できる視覚障害者、来館困難な肢体障害者の方々へのサービスも重要な図書館の機能である。そのようなことから、図書館建設については合併協議会であり方が検討され、合意が形成された。今後とも皆さまの意見を伺いながら事業を進めていきたい。

Q

市長は、10年後も人口を維持するための方策をどのように考えているか

基本的な姿勢は、さまざまな施策で「まちの魅力を高める」こと

A

しかし一方、総合計画は十年後の目標人口を現状維持の八万二千人としているが、市長はどのような方策でこれを実現しようとしているのか。

問 市長から基本構想、そして第一次総合計画が示された。そこでまず、市長は総合計画において、どのような方法で自主財源の増を図る考えなのか伺う。

また、人口の問題について、平成十七年の当市人口は、十二年と比べて約一千五百人、一・八割減少している。年代層の構成を見ると、現状は十四歳以下の人口が県平均より〇・二ポイント低い十四割、逆に老年人口は県平均より三ポイント高い二十二・四割である。この少子・高齢化の傾向は、総合計画によると平成三十七年には年少人口が十割強まで減少し、一方の老年人口は三十割以上に達すると予想されている。



かない かずお 金井 一夫 議員

市長 自主財源の増、そして人口問題について、基本的姿勢は「まちの魅力を高める」ということである。朝日トンネルやインターチェンジの新設など、都市基盤の充実によって、定住人口、交流人口の増加を図り、観光や産業などの面で地域振興が期待できる。

また、人を増やすための施策として少子化対策は非常に重要と認識しており、児童福祉にとどまらず保健、教育、医療など多角的な視点での施策展開が必要と考えている。十九年度は、市独自の取組みをプラスし、これらを本格的に実行していく。そのほか、防犯・防災対策なども含めてまちの魅力アップを目指し、各施策に一体的に取り組むことで、住みたいまち、住んでみたいまち石岡づくりをしていきたい。



Q

乗合タクシー、4月から市外へも運行可能と聞かすが、その内容は

隣接の羽鳥・玉里地区や千代田地区などは、ピンポイントで可能に

A



ひしめま かすゆき
菱沼 和幸 議員

問 現在の乗合タクシー登録者は三千六百七人と聞く。四月からは八郷地区でも運行が始まるわけだが、市は今後の登録者数の目標値をどのぐらいに設定しているのか。また、四月以降はタクシー九台で運行すると聞くが、この台数で間に合うのかどうか伺う。さらに、四月から市外への運行も行うと聞くが、そのエリアはどこなのかお示し願いたい。

企画部長 乗合タクシーについては、一日あたり三百人の利用、登録者数五千人を目標としている。台数については石岡地区五台、八郷地区四台で考えている

が、これで運用できると考える。市外への運行については、四月から小美玉市の玉里、羽鳥地区にある医療機関、金融機関、商業施設などへピンポイントの運行が可能になる見込み。今後は、既存の民間タクシー事業者やバス事業者の経営を著しく圧迫することがないよう、各事業者、関東運輸局、警察、運行主体である「まち未来いしおか」などで構成する地域公共交通会議で十分調整を進めていきたい。



市長 線路敷き跡への対応については、ご指摘のように児童等が事故にあう危険性もあるので、沿線四市ともよく協議をし、管理する会社へ要望して行きたい。

Q

行政評価システム導入の目的はなにか

限りある行政資源から最も有益な成果を生み出すためなど

A



とくます ちひろ
徳増 千尋 議員

問 新年度予算には、行政評価システム導入のための経費が計上されている。

当市は、この行政評価を事務事業評価から行っていくことと思うが、これはあくまで事後評価である。私は、施策評価、政策評価における事前評価を行い、その上で予算を各担当に枠配分（※）すべきと考える。今回、市が行う行政評価の目的、その活用方法と、行財政改革プラン、財政健全化計画などとのように連携させていく考えなのか伺う。

市長 目的としては、一つに地方分権の進展をはじめ、社会、経済状況の変化に的確に対応した自主的、自律的な行政運営の推進を図るため、組織、要員、事務事業のスリム化に向けた見直しを行うこと。また、限りある財源から最も有益な成果を生み出すシステムを確立し、事務

事業の選択と重点化を一層推進し、行政の説明責任を果たすためでもある。そして、総合計画の基本理念や将来像を達成するため、政策、施策、事務事業の成果などを客観的基準によって分析し、課題等の要因を検証し、その内容や執行方法、行政資源の配分などを継続的に改善することを含めて導入するもの。

その活用については、まず成果重視型で質の高い行政運営を実現して総合計画の実効性を高めるための手段として活用すること、また、事業の継続的な評価と改善を行い、その結果を予算編成や人事に適切に反映させ、効率的な行財政改革を行うために活用したい。そしてまた、市民にとって分かりやすい評価内容を示すことで、行政運営に対する理解を深めていただきたいとも考える。

各種計画との連携については、成果指標の設定など、十分な整合性をもって進めていきたい。

（※）その年度に見込まれる一般財源の予算枠をあらかじめ各部署へ配分し、その一般財源の予算枠の範囲内で各部署が歳入歳出の予算編成をする手法）

Q

さらなる合併を行い、将来は70万都市を目指すべきだ

時代の潮流や社会情勢等を見極め、大局的見地から熟慮が必要

A



やまぐち
山口

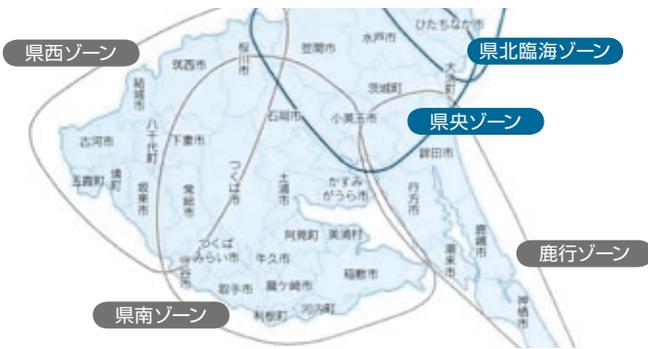
あきら
辰 議員

問 現在の日本における少子高齢化と厳しい財政状況を考えるとき、私はさらなる市町村合併を行い、スリムで効率的な行政を行うべきと思う。

石岡市の将来を考えると、私は当市の自然、歴史、文化を生かした中核都市づくりが必要と考え、かつて市長にも新たな合併について質問したが、市長は「現段階では新市の一体性確立が最優先課題だ」とのことだった。

しかし、将来の石岡市がドーナツの真ん中のようになっては困る。三十万都市、そして将来的には県南の七十万都市づくりへ向け、当市が最初にスタートすることに大きな意味があると思うが、市長の考えを伺う。

市長 十九年度は、新しい総合計画に基づいて本格的なまちづくりがスタートする年である。これから当市が目指していく



▲県の「元氣いばらき戦略プラン」に示された地域づくりの方向性

のは、長期的、広域的なビジョンのもとに力強く発展する地域の中心都市である。そのような未来像に基づき、新石岡市の一体性の確立と、地域内の均衡ある発展に向けて市政の推進に取り組んでいく考えである。将来のさらなる合併については、時代の潮流や社会の情勢など、さまざまな要因を見極めた上で、大局的な見地から熟慮すべきであると考えている。

Q

市 経済部を八郷総合支所へ移転すべきだ

包括的な政策、施策等を担っており、引き続き本庁舎に配置する

A



いむら
飯村

よしお
嘉男 議員

問 庁舎の有効活用を図るため、市経済部を八郷総合支所へ移すことについて伺う。

旧八郷町の農家戸数、総生産、耕地面積、販売額は、いずれも旧石岡市の二倍に達し、山林はおよそ十倍となっている。このように、八郷地区は当市における農林業の基地である。また、朝日トンネルが開通すれば、観光農業のなお一層の発展も期待される。

現在の市役所本庁舎は、多くの部署が置かれているために執務環境が悪く、職員はストレスが溜まっているのではないかとと思う。一方、八郷総合支所は来庁者も少なく、執務スペースにはかなりの余裕がある。

市長には是非、市経済部を八郷総合支所へ移すなど、庁舎の活用を図ってほしいと思うが、これをどのように考えるか。

市長 本庁及び支所のあり方に

については、合併協定書において本庁は新市全体にかかる政策、施策、総合的な調整事務、そして所管事務及び総合支所の所管する区域以外の地域に関する事務を所掌する、となっている。これに基づき、教育委員会、農業委員会などを除く行政機関は本庁に置いている。

もちろん、総合支所に関しても、有効な利活用を検討するよう指示しているところである。ご提案の経済部については、農業関係以外にも商工業や観光を所管し、それらの包括的な政策、施策及び調整事務を担っている。このような観点から、経済部は今後も本庁舎へ配置し、円滑な行政の推進を図ってきたいと考えている。

本庁舎が狭いという点は、より効率的な活用も含めて検討しているので、ご理解願いたい。



▲八郷総合支所

Q

合併記念マラソン大会は、今後も継続するのか

市民やスポーツ団体等からの要望もあり、継続したい

A

教育次長 大会へは、一千七百六十一人の参加申し込みがあった。ご指摘のように県外からも北は青森県から南は京都府まで、百六十五人の参加があった。

さらに、一つ要望をしたのだが、旧八郷町ではかつての一町七村をくまなく走る「やまね駅伝大会」を行っていた。長年にわたる盛大な大会だったので、その復活を検討してほしい。

問 市長に再三お願いしていたマラソン大会が、去る二月十八日に実現した。あいにくの雨、そして寒い一日だったが、県外からも多くの参加者を得た。関係各位のご努力に厚く感謝を申し上げます。

その総括的な意味で、当日の参加者数と成果、そして反省点などがあったら伺いたい。また、今回は「合併記念」と銘打たれていたわけだが、この大会は今後も継続されるのか伺う。



ひしめま いちお
菱沼 一夫 議員

冷たい雨の中での開催となったが、出走者全員が完走し、大きな事故もなく終了できたことは成果と考える。事後、参加者から大会関係者へ多くのお礼の手紙が届き、また悪天候の中で大会だったため、参加者からは着替えが暖房の効いた体育館内で出来たことにも多くの喜びの声が届いた。ドリンクサービスの甘酒も好評だった。

反省点としては、東京マラソンという大きな大会と日程が重なったこと、カラーコーンなどの大会用備品を他市から借りなければならなかったこと等が挙げられる。また、今後へ向けては、コース設定、開催時期、大会の名称、参加費の設定、著名選手の招待等について課題が残ったと考えている。

市長 反省、課題はあるが、市民やスポーツ団体からの強い要望もあり、今後もマラソン大会を継続していきたい。



Q

553億円にのぼる当市の借金。その目的と意義は何なのか

財政負担の平準化・世代間の公平化の機能があるが、適正な管理必要

A

企画部長 ご指摘のように起債は市の借入金だが、資金調達の一手段であるとともに、次のような積極的機能がある。一つは財政負担の平準化で、多額の経費を要する事業に取組む場合、単年度で一度に支出するのでは

問 財政再建団体になった夕張市の例を挙げるまでもなく、当市も健全な財政運営を図っていかなければならない。そのような中、昨年十二月の市報に当市の借金額は五百五十三億円との発表が載った。この額を見て驚く市民もいる一方、公表したことを評価する市民もいたようだ。専門用語では「起債」と呼ばれるこの借金の意義と内訳をお伺いしたい。

また、当市の返済能力を向上させるためには、例えば第二工業団地の建設を行うなどの政策を考へてもよいと思うが、市長はどのように考えるか。



わらしな のぼる
藁科 登 議員

市長 財源確保には活力あるまちづくりが必要。人口増や雇用の場の確保も重要な課題である。現在、新工業団地建設の計画はないが、総合計画に基づき、企業誘致等に努めていきたい。

なく、後年度に平準化して支出するという機能。二つに世代間の公平化で、学校、道路、公園等のように長期的に効果が生ずる整備に際して、現在の市民がすべての費用を負担するのではなく、次世代の方々にも費用を負担していただく機能である。

しかし勿論、この起債については適正な管理が必要で、石岡市財政健全化プランからも起債の抑制を求められているところである。

起債残高の内訳の主なもの、下水道事業を行うための起債が約二百五億三千三百万円、財政対策債が約八十三億三千三百万円、市道整備などへの起債が約四十億八千万円、小中学校の施設整備などへの起債が約四十八億五千万円、上水道事業のための起債が三十四億一千万円、農業集落排水事業の起債が二十七億一千万円、市営住宅建設のための起債が十五億円となっている。

Q

八郷地区にも地域包括支援センターを設置すべきだ

20年度までに2か所設置を目標しており、19年度に検討する

A

問 平成十八年にスタートした地域包括支援センターだが、市全体の高齢者を支援するには至っていない。同センター設置の圏域設定は、概ね人口二〜三万人に一か所が目安となつている。事実、八郷地区からセンターを訪れた相談者はわずか五人で、石岡地区の五分の一にすぎない。八郷地区にも支援センターを設置すべきではないか。

また、市は十九年度から要介護度1の方を紙おむつ支給事業の対象から除外した。しかし、この方々は標準で年間四万二千円、最低でも二万一千円の保険料を払っているのに、介護サービスはほとんど受けない方が大多数である。紙おむつ助成は一萬四千円に過ぎないのに、これすらも切るといふのはどういふことなのか。市長はこのことをどのように考えているのか伺う。



おかの たかお 岡野 孝男 議員

保健福祉部長 地域包括支援センターについては、平成二十年まで同センター運営協議会の検討を踏まえて市内二か所に設置することを目標にしている。これにしたがい、十九年度中に市の方向性を示し、同センター運営協議会に検討を願う考えである。

市長 要介護度1の方は、基本的に歩行ができ、トイレ、入浴等は介助なしで出来る状態である。また、つえやシルバーカーをご使用になることはあっても外出はできる方である。

今回の提案は、介護保険財政の維持と、紙おむつ支給制度の継続を図っていくためにも大切な問題である。事業実施に理解を賜るようお願いしたい。



▲現在、当市唯一の地域包括支援センターがある保健センター

第2回定例会で請願・陳情の審査をご希望の方は 6月13日(水) 午前10時までにご提出ください。

請願・陳情は、市役所本庁舎の開庁中いつでも受け付けています。

ただし、受付後の直近の定例会で審査できるのは、原則として定例会開会日の約2週間前に開かれる議会運営委員会開会までに提出された分となります。

ただし、今回は改選後間もない日程のため、第2回定例会開会日(6月13日(水))の午前10時までにご提出いただいた分を、第2回定例会の審査対象とします。

したがって、**現在請願・陳情の提出をお考えの方で、第2回定例会(6月13日～6月27日予定)での審査をご希望の方は、6月13日(水)午前10時まで**に議会事務局(市役所本庁舎3階)へご提出ください。

書式について

書式等に、特に決まりはありません。請願・陳情の要旨(市や市議会に対して、どのような理由でどのようなことを求めるか)を簡潔にお書きください(道路や側溝などの整備を求める場合は、略地図を添付していただければ幸いです)。

なお、提出者の方はお名前(署名もしくは記名・押印)、そしてご住所を明記されるようお願いいたします。

◎人権擁護委員の候補者

大竹氏・萩原氏を「適任」と判断

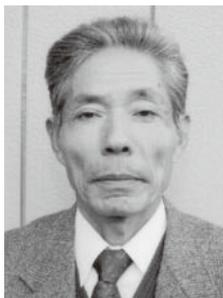
人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて（議決を経て）候補者を推薦し、法務大臣が委嘱することになっています。

このたび議会は、市長が大竹善倫氏と萩原壽盈氏を人権擁護委員の候補者として推薦しようとする議案を、全会一致で「適任」と決しました。

おおたけ よしみち
大竹善倫氏



はぎわら としみつ
萩原壽盈氏



プロフィール

県教育委員会社会教育主事を経て、平成六年から柿岡中教頭、平成十二年から関川小学校長、平成十五年から杉並小学校長を務められ、平成十七年に退職された。その後は府中地区公民館社会教育指導員を務めておられる。
旭台三丁目在住。

プロフィール

高校卒業後、農業に従事。そのかたわら八郷町公民館運営審議会委員などを務められ、現在は地元の区長も務めておられる。
弓弦在住



議会は、第1回定例会で次のような決議を可決しました。

「決議」に法律的な根拠はありませんが、議会の意思を明らかにするという意味で、とても重要な議決です。

決議

「石岡市行政経営システム」の確立を求める決議

石岡市におけるまちづくりの指針として「第1次石岡市総合計画」が策定され、一方には財源不足の解消と将来にわたる健全な財政運営の指針としての「石岡市財政健全化プラン」がある。

また、市民本位の行政を目指す行財政システム改革のための「石岡市行財政改革大綱」があり、これらを総合的かつ計画的に推し進める「行政経営システム」の確立が必要である。

今後、石岡市の総合計画に基づくまちづくりの実施に当たり、「総花的」なものから「選択と集中」といった「戦略的行政経営」への変革と、職員全体が「目指すべき目標」を明確にするとともに「最少の経費で最大の効果」といったコストと成果のバランス意識を持つことにより、市民本位の行政経営が可能となる。

今回策定された目標管理型の総合計画を着実に実行するためには、総合計画と行政のビジョンを実現するために戦略を策定し、それ

を実施計画へ展開させ、その成果を確認する仕組みづくりも必要である。

そのためには、限られた資源をまちづくりに有効活用するため、行政評価を核とした「行政経営システム」を早期に確立し、併せて複式簿記・発生主義による「新しい財務会計システム」の導入を図ることにより、政策形成過程における透明性や説明責任の向上、効率的な資源配分による質の高い施策の実現が可能となり、もって市民と行政がまちづくりビジョンを共有し、当事者意識を持ち、地域の課題に取り組む「協働のまちづくり」が達成されるものである。

それらの実行によって、市民満足度を高め、市民一人ひとりが「本当に住んでよかった」と感じられるまちづくりを行っていかれることを強く要望する。



とく ます ち ひろ 議員
徳増千尋

問 「部等設置条例」の改正に
関連し、市役所における「課」
の数も減らすと聞く。組織は
市長の政策を実現するための
もの。今回の組織再編のコン
セプトと、期待する効果を伺
う。

市長 今回の組織見直しを一
言で言えば、「新市のまちづ
くり」に資する組織」。
効果としては、一つに窓口
の拡充による市民の利便性と
サービスの向上、二つに組織
のスリム化による事務事業の
推進力集中、三つに事務の効
率化、四つに本庁と支所の関
係を整理・再編することで地
域的・組織的な一体感・連携が
強化されることなどを期待し
ている。

また、今回の組織再編は、
団塊の世代の大量退職を目前
に控え、職員の純減を見据え
たという側面もある。
組織については、今後も随時
見直しを行きたい。



まえ しま たか もと 議員
前島孝元

問 かねて指摘しているよう
に、国府地区公民館は他の公
民館と比較して設備面での不
足がある。しかし、新年度予
算には設備を整えるための経
費がない。この理由は何か。

教育次長 新年度は、国府地
区公民館の和室の畳、ふすま
の交換等と、トイレ撤去によ
る会議室整備を実施したい。

大規模な施設整備を行うた
めには、建物自体の補強を考
慮する必要がある。また、場
合によっては財政的な問題も
生じるので、関係部署との調
整も必要と考える。加えて、
市内の各地区公民館はいずれ
も老朽化している。これに順
次対応すべく、数年にわたる
改修等の計画を作成したい。
利用者へは、現状を理解し
ていただけるよう広報を行
い、また各地区公民館の特色
を出して運営を行うことで、
利用者の不便等を最小限に減
らすよう努力していきたい。



かな い かず お 議員
金井一夫

問 十八年度に市営駐車場の
料金値下げを行ったことで、
利用者は増えたものの収入が
半減したと聞く。市民の利便
性が向上した点は評価できる
が、駅周辺の整備構想が進む
中、駐車場収入を充てていた
駅周辺整備基金の今後につい
て、どのように考えているか。

企画部長 今回の駐車場減収
に伴い、十八年度分は基金へ
の積立金を減額補正する。

石岡駅の整備については、
十九年度に検討・調査を行っ
ていく予定。その後JRとの
協議に入り、基本設計を進め
ていくわけだが、整備実施ま
でにあと八億円の積み増しが
必要と考えている。
十九年度は、基金への積み
立てとして五千四百万円を計
上しているが、うち五千万円
は一般財源からの持ち出しで
ある。それだけでは当然足り
ないわけだが、税収の動向等
を見極めながら対応したい。



いい むら よし お 議員
飯村嘉男

問 新年度予算の不妊治療費
補助金百五十万円についてだ
が、重点課題である少子化に
対しては、先進事例をよく調
べ、もっと助成額を増やすべ
きだっと思ったがどうか。

保健福祉部長 体外受精及び
顕微受精による特定不妊治療
は、治療費が高額にも関わら
ず医療保健が適用されないた
め、県では一年度十万円を限
度、年限五年で助成をして
いる。当市は、この県補助の
交付決定を受けた夫婦を対象
に、さらに一年度の上限五万
円、年限五年の助成を行う。

現在(十九年三月)、県内で
この助成制度を実施している
のはかすみがうら市と阿見町
だが、ともに一回の上限は
五万円、年限は二年である。
市長 県内で事例が少ない中
での実施である。今後は利用
状況を見極めつつ、助成額に
ついては検討していきたい。



さくらい のぶ ゆき 議員
櫻井信幸

問 新年度から、要介護度1
の方への紙おむつ支給が廃止
になると聞く。財政上の問題
は理解できるが、高齢者が健
康なうちにケアすることで、
将来的な医療費負担を軽減で
きるとの考えもある。

市長 介護予防における処遇
論として、紙おむつは最後の
手段との考えもある。六十五
歳以上の五・六人に一人は尿
失禁があるとも言われるが、
これには筋力の低下や脱衣に
時間を要するなど、さまざま
な理由がある。数回の失禁で
おむつをあてることは、逆に
尿意がなくなることにつな
がらぬ、本物の失禁状態になっ
てしまう場合もある。

また、おむつをあてられる
人の心の問題も大切で、自立
心、自尊心を失わせる場合も
ある。この処遇論がお尋ねの
件と直接結びつくわけではな
いが、そのような問題もある
と認識している。

第一回定例会に市長から提出された各議案に対し、議会は二日間わたって質疑を行いました。

市長

議案質疑



議員 鈴木光雄

問 新年度予算における補助金、交付金、負担金の総額はいくらか。また、補助金は当該団体が自立するまでの支援的意味合いの支出だと思いが、相手先の団体にとって既得権化しているようなケースはないか。

企画部長 補助金、交付金、負担金の総額は百五十五億八千五百万円で、五百六十二件となっている。

補助金は、ご指摘のように一定期間交付して役割を終えるものと考え。惰性での支出、または支出先にとって既得権化することのないよう、交付目的や条件を定め、すべての補助金に交付期間も設けるべきだと考える。

市長 市民に開かれた透明性のある補助金とするため、十九年度は交付基準等を定め、学識経験者等で組織する審査検討委員会も設置する。



議員 小松美代子

問 基本構想は、地方自治法で議会の議決が必要とされる案件だが、中身を見るとかなり大雑把な内容である。決定に至る経過と、議論が集中した点は何か。また、今後の事業推進に関する考えを伺う。

企画部長 市は、基本構想策定へ向け平成十八年二月に総合計画審議会を設置した。審議会は、三月に市民アンケート、五、六月には市民ワークショップを実施した。構想案がまとまった後、審議会はさらに意見公募を実施し、今年一月に市長へ答申を提出したところである。

最も議論が集中したのは、将来人口をどのように設定するかという点。

今後は、基本構想の理念を実現するため、基本計画や実施計画はもちろん、十九年度に導入する行政評価システムを連携させ、事務事業の推進に当たっていききたい。



議員 金子悦郎

問 近年、イノシシの生息数が増え、農作物への被害も増大している。また、大原地区周辺ではカラスによる果樹、水稲、野菜等への被害が増えている。これらへの対策をどのように考えているか。

経済部長 県全体における平成十五年度の農作物被害状況は、面積で五十五畝、被害額では五千五百七十六万円となっている。当市としては、被害の軽減を図るため猟友会の協力を得て捕獲事業を実施しているところである。十八年度の捕獲実績は、イノシシ五十五頭、カラス二百五十三羽となっている。

新年度は、事業費として百三十三万円を計上している。当市の有害鳥獣捕獲はこれまで八郷地区でのみ行ってきたが、石岡地区でも被害が発生していると思われる。今後も猟友会や関係機関と連携しつつ事業に臨んでいきたい。



議員 亀井比志子

問 山王川の石岡二高下付近に設置する調整池整備工事について、予算が二千万円減額補正になっている。

この整備は、かつての計画では湾処(わんど)をつくるなど水質浄化に役立つものだったが、現在、市はどのような整備を考えているのか。

都市建設部長 ご指摘のように、かつては自然の浄化能力を生かす形での整備を目指して「山王川水緑(みずみどり)基本計画」を策定した。しかし、途中で国の補助制度がなくなってしまうため、現在は公共下水道雨水基本計画に基づいて整備をしている。

お尋ねの調整池整備について、今回はあくまでも暫定的な整備だけを予定している。今後、国庫補助等が受けられるメニューを探し、出来るだけ自然公園的な整備を行っていききたい。



議員 藁科登

問 新年度予算で、石岡給食センターの配送委託料が昨年までの二千二百万円から一千四百七十五万円へと減っている。これは、契約方法を随意契約から競争入札へ改めた結果と聞かすが、この減額分で現在三台で配送している体制を四台に増やし、調理から給食までの時間を短縮すべきではないか。

教育次長 配送車の増については、今後研究したい。

市長 料理は、出来てから三十分で食べるのが最もよいと言われている。そのような中、現在は石岡給食センターの一台だけ、一回多く配達に出るぶん配送が遅れてしまう実態があるようだ。

私としてもまだ詳細は聞いていないが、食の問題は大変重要なので、今後適正なあり方を検討し、実施していききたい。

請願 & 陳情

石岡市議会では、請願及び議会へ直接ご提出いただいた陳情を、本会議で常任委員会等へ付託した上、詳細な審査を行っています。第1回定例会で行った請願・陳情の審査の結果は、次のとおりです。

なお、これらのうち「継続審査」と決した陳情2件(いずれも議会運営委員会付託分)は、議員改選に伴って審議未了となりました。

平成十八年 第二回定例会付託分

議会運営委員会付託分

◆地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書

(慣例により、本会議での議会運営委員長報告は省略されているため、結果のみ掲載)
審査結果 継続審査
 (議員の改選に伴い審議未了)

平成十八年 第三回定例会付託分

都市建設委員会付託分

◆都市計画道路「貝地・高浜線」の建設に反対する陳情書

委員長報告の要旨

当委員会は、前回審査時に「反対者の方々をはじめとする地元住民の意向を調査し、かつ、事業の詳細なタイム・スケジュールを確認した上で更に検討すべきである」との判断から、継続審査とした。今委員会ではその点を中心に審査を実施したが、市当局の報告では、城南中学校側の反対者の方々からは前回同様、調査・測量の同意は得られなかったが、高浜台側は三名の反対者のうち一名から調査・測量について理解が得られたとのことであった。

事に合計九年を要すると見込んでいるとのこと、これと考えると用地買収等は平成二十一年までに終わっていないなければならないとの報告があった。また市当局からは「十九年度中に調査・測量等に入れたとしても、合併特例債期限内での貝地・高浜線の完成は非常に困難な状況」との見通しも示された。

この説明に対し、委員からは様々な質疑、意見がなされたが、この事業において問題となるのは貝地・高浜線が既に都市計画決定をした路線である点で、「合併特例債で整備できるか否か」という問題と「都市計画道路の整備の是非」という問題を同一に考えることはできない。このことについては市当局からも「仮に合併特例債としての整備を断念しても、都市計画道路としての位置づけはそのまま残るので、ご理解願いたい」との発言がなされた。

以上のような質疑の後、委員長として本陳情を採択とすることに賛成の委員の起立を求めて採決を行ったところ、起立した委員は少数にとどまった。

審査結果 不採択

議会運営委員会付託分

◆金利引き下げについての陳情書

審査結果 採択

◆教育基本法「改正」法案の廃案を求める陳情

審査結果 不採択

◆地域の県立高校の存続と、三十人以下学級実現をゆきとどいた教育を求める意見書提出に関する陳情

審査結果 継続審査
 (議員の改選に伴い審議未了)

平成十八年 第四回定例会付託分

文教委員会付託分

◆柿岡中学校の早期建替を求める請願書

紹介議員 川井貞夫・島田久雄・岡野孝男

委員長報告の要旨

本請願については、提出者から請願本文を訂正したい旨の申し出があり、委員会と本

会議で承認したところである（この訂正により、請願内容は「現在地へ建て替えてほしい」という内容から、「建て替えてほしい」に変わった）。

これを受け、当委員会は去る三月十三日にあらためて慎重な審査を実施した。当委員会は、これまでの二度にわたる現地調査や学校長や教育委員会担当者から状況を確認してきたことで願意の妥当性は十分認識をしており、今回の訂正された内容を考慮した結果、本請願は全会一致で「採択すべきもの」と決した。

審査結果

採 択

都市建設委員会付託分

◆児童・生徒の通学路のための安全な歩道建設の陳情書

委員長報告の要旨

まず市当局から、陳情者は「現在の畦畔を幅員一メートル程度に拡張、舗装していただければよい」との意向であるとの報告があった。委員からは、ルート中央部に流れる山王川が氾濫した場合を懸念する意見も出された。さらに市当局からは「保護者の方の感情は

十分理解できるが、他の学区からも同様の要望を受けた場合は今回の事例との整合性が求められ、これには財政上の困難が伴う」との考えも示された。

ただし市当局からは、陳情地区からほど近い場所に山王川の調整池整備を予定していることから、同整備の中で通学の不便解消を図る考えがあることも併せて報告された。以上のような審査の後、委員長として本陳情を採択とすることに賛成の委員の起立を求めて採決を行ったところ、起立した委員はなかった。

審査結果

不採 択

都市建設委員会付託分

平成十九年
第一回定例会付託分

◆十日橋(大増地内)の歩道設置についての請願書

紹介議員

鈴木光雄

要 旨

大増地内の県道西小増・石岡線に架かる十日橋は、道幅が狭い上に歩道がないため、



自転車通学の生徒達が大型車とのすれ違いの際は大変危険な状況である。既に三件ほどの事故寸前の事態が発生しており、車両はもとより自転車・歩行者の通行にも支障を来す状況である。この道路は通学路でもあることから、歩道を約六十メートルにわたり設置し、通学路の安全を確保していただきたい。

委員長報告の要旨

十日橋は、大増の中心的集落から恋瀬小学校、有明中学校へ通う多くの児童・生徒が通学路として利用しているわけだが、現地調査を行ったところ、十日橋を含めた西小増・石岡線の約六十メートルの区間に歩道がないことは、通学路の安全確保の観点から問題がある

と考えられた。

審査では、委員から大増地区における車両の通行量が増加している現状が述べられ、また別の委員からは、北関東自動車道の笠間インターチェンジ、岩瀬インターチェンジの開設に伴う大型車の増加に対する懸念も示された。

ただし、この請願において問題となるのは、その願意の対象が県道である点である。いままでもなく県道の管理者は県知事であり、基本的には当市にこれを整備する権限はない。このことをもって請願を「不採択」とすることも一つの方途ではあるが、当委員会としては、地区住民、特に児童・生徒の保護者の方々の願いを看過すべきではないとの結論に達し、採決において「採択すべきもの」と決した場合、本会議への意見書案提出を検討することとし、採決を行うこととした。採決に先立つ討論において発言する委員はなく、委員長において直ちに採決を行った結果、当委員会は当該請願を全会一致で願意妥当と認め、「採択すべきもの」と決した。

審査結果

採 択

議会運営委員会付託分

◆医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願書

要 旨

現在、医師不足は地方・都市部を問わず深刻な問題となっており、地域医療が崩壊する危機的状況も生じている。とくに小児科、産婦人科を置く病院が減少しており、地域で分娩ができない事態も生じている。医療の現場では医師不足によって過酷な勤務実態がもたらされ、医療事故を誘発する一因ともなっている。

よって、次の事項につき意見書を提出するよう求める。
1 安全でゆきとどいた医療を実現するために、医師・看護師の不足数、労働実態を緊急に調査し、養成数を抜本的に増やすとともに、地域への定着のための施策を進めること。

2 そのために需給計画の見直しと増員に必要な法的・制度的な整備、診療報酬その他の財政措置を行うこと。

審査結果

採 択

意見書

●石岡市議会発の

第1回定例会で可決し、
関係行政庁等へ送付した意見書は3件でした。

県道一四〇号線(大増地内)への歩道設置に関する意見書

石岡市大増地内で恋瀬川を跨いでいる県道一四〇号線(西小増・石岡線)は、同河川によって東西に隔てられた二つの地区を結ぶという、大変重要な役割も果たしているところである。

しかし、ここに架かる十日橋及び同橋西端から県道六四号線(土浦・笠間線)に接続するまでの部分は、道路幅員六・五メートル(車道幅員五・五メートル)足らずで、歩道もない状態となっている。

そのような中、北関東自動車道の整備は当市にほど近い区間まで進んでおり、間もなく笠間IC、岩瀬ICも開設

される見込みである。言うまでもなく、上記県道六四号線は笠間ICへのアクセス道路とされており、岩瀬ICへのアクセスも容易な大増地区は、今後県道一四〇号線も含め、大型車両等の通行量激増が予測されるところである。

大増地区の恋瀬川東側には恋瀬小学校、有明中学校があり、西側にある同地区の中心的集落から両校へ通学する児童・生徒のほとんどは、県道一四〇号線・十日橋を渡って登下校をしている。そのような中、当市議会が調査したところでは、十日橋付近において児童・生徒が車両と接触しそうになる事例がすでに数件発生しており、現在においてすら、この場所が通学路として極めて危険な状態にあることは明らかである。

全国各地で相継いでいる不幸な事故の例を挙げるまでもなく、児童・生徒の登下校時における安全確保は、保護者にとって切実な願いである。また、すべての市民の安全を図ることは、当市議会にとっても最も希求するところである。

先に述べたような危険な状



送付先

茨城県知事

日豪EPA交渉に関する意見書

わが国政府は、日豪両国政

府の共同研究最終報告書が取りまとめられたことを受け、昨年十二月の首脳会談で日豪EPA交渉の開始に合意しました。

わが国の豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかもわが国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれているのが実態です。

このため、豪州との交渉では、農産物の取扱いが焦点となるのは必至であり、その取扱い如何によっては、わが国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけではなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させる懸念があります。

このような状況の中、自由民主党や衆参農林水産委員会においては、日豪EPAの交渉にあたっては、政府に対して毅然とした対応を求める趣旨の決議が採択されておりま

す。
こうした状況をふまえ、政府においては、豪州との交渉にあたり、以下の事項が確保されるよう断固とした対応を強く要望します。

(1)重要品目に対する例外措置の確保

わが国農業は、戦後農政の大転換を決定し、十九年度からの実施に向け、生産現場は現在、担い手育成や構造改革の取組みに懸命に努力しているところであります。

このような中で、わが国にとって、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食料自給率の向上どころかわが国農業を崩壊させることにつながるものであることから、交渉においてこれらの品目を除外することなどの例外措置を確保すること。

(2)WTO農業交渉に対するわが国の主張に基づいた対応の確保

これまでわが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けております。

このため、豪州とのEPAにおいて、WTO交渉における従来の主張から譲歩す

べ、これまで一致団結して戦ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰すこととなります。

また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、WTO交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

(3)交渉如何によっては交渉を中断するなど厳しい判断をもって交渉に臨むこと

豪州とのEPA交渉にあたっては期限を定めず、粘り強く交渉するとともに、豪州側がわが国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を行うこと。

送付先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める意見書

現在、医師不足は地方・都市部を問わず深刻な問題となっており、医師不足で閉鎖に追い込まれる病院や診療科のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じています。とくに小児科、産婦人科を置く病院が減少しており、地域で分娩ができない事態も生じています。医師不足により医療の現場では過酷な勤務実態がもたらされ、医療事故を誘発する一因ともなっています。医師・看護師を大幅に増やし、安全でゆきとどいた医療を実現することは、国民的な緊急課題です。

このようなことから、政府におかれましては、医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保できるよう、下記の記事について要望します。

1 安全でゆきとどいた医療を実現するために、医師・看護師の不足数、労働実態を緊急に調査し、養成数を

抜本的に増やすとともに、地域への定着のための施策を進めること。

2 そのために需給計画の見直しと増員に必要な法的・制度的な整備、診療報酬その他での財政措置を行うこと。

3 地域医療の再構築に向けて、総合的なビジョンを早急に策定すること。

4 救急医療体制の整備・維持、周産期医療体制の整備・維持のための支援策の拡充を図ること

5 小児科医療等の医師不足が指摘される科目の診療報酬の抜本的な見直しを図ること

6 公的病院の診療体制の強化を図るため集約化への取り組みの支援策を拡充すること

と、また中核病院と地域医療機関の連携を強化するための対策を講じること

7 臨床研修制度のあり方について検討を行い、前期・後期臨床研修において、地域医療への従事が適切に確保できるよう取組みを進めること

8 医科系大学の定員における地域枠の拡大を図るとともに、奨学金制度の充実など地元への定着を進めるための施策の充実を図ること

9 院内保育の確保や、女性医師バンクの充実など女性医師の仕事と生活の両立を図るための支援策を充実すること

10 看護師、助産師の不足に對して積極的な対策を講じること

11 小児救急の電話相談事業の充実のための対策を講じること

12 出産・分娩に係る無過失保障制度の早期の創設を図ること

送付先

内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長



第1回定例会 議案の概要と審査結果

* 第1回定例会(2月28日～3月15日)に提出された議案の概要と、その審査結果は次のとおりです*

議案第1号 ～ 議案第14号	平成19年度石岡市一般会計予算／平成19年度石岡市授産所特別会計予算／平成19年度石岡市国民健康保険特別会計予算／平成19年度石岡市簡易水道事業特別会計予算／平成19年度石岡市下水道事業特別会計予算／平成19年度石岡市駐車場特別会計予算／平成19年度石岡市老人保健特別会計予算／平成19年度石岡都市計画事業石岡駅東土地区画整理事業特別会計予算／平成19年度石岡市農業集落排水事業特別会計予算／平成19年度石岡市公共用地先行取得事業特別会計予算／平成19年度石岡市霊園事業特別会計予算／平成19年度石岡市介護保険特別会計予算／平成19年度石岡市介護サービス事業特別会計予算／平成19年度石岡市水道事業会計 予算歳入歳出予算の総額などは、8頁参照	原案可決
議案第15号	平成18年度石岡市一般会計補正予算(第4号) 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億6,521万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264億7,571万2,000円としようとするもの。 補正予算の主な内容は、議員報酬等の減(△362万2,000円)、老人保健特別会計繰出金の増(2,033万6,000円)、生活保護費の減(△1億1,515万1,000円)、石岡給食センター改築事業の減(2億1,060万円)、観光物産施設整備事業の増(3,900万円)、消防緊急通信指令システム整備事業の増(4,400万円)、消防車両機械整備事業(5,764万7,000円)の増など。	原案可決
議案第16号	平成18年度石岡市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,783万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億6,177万7,000円としようとするもの。	原案可決
議案第17号	平成18年度石岡市下水道事業特別会計補正予算(第4号) 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,142万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,517万5,000円としようとするもの。	原案可決
議案第18号	平成18年度石岡市駐車場特別会計補正予算(第1号) 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ740万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,860万4,000円としようとするもの。	原案可決
議案第19号	平成18年度石岡市老人保健特別会計補正予算(第2号) 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億1,545万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,620万4,000円としようとするもの。	原案可決
議案第20号	平成18年度石岡都市計画事業石岡駅東土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,922万8,000円としようとするもの。	原案可決
議案第21号	平成18年度石岡市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,183万9,000円としようとするもの。	原案可決
議案第22号	平成18年度石岡市介護保険特別会計補正予算(第4号) 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,266万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,533万9,000円としようとするもの。	原案可決
議案第23号	平成18年度石岡市介護サービス事業特別会計補正予算(第3号) 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,350万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,379万1,000円としようとするもの。	原案可決
議案第24号	石岡市基本構想を定めることについて 市町村合併により、第1次石岡市基本構想を定めようとするもの。	原案可決
議案第25号	湖北環境衛生組合同規約の変更について 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、関連する部分を改めるため、湖北環境衛生組合同規約を変更することについて協議したいとして、地方自治法第290条の規定により提出されたもの。	原案可決
議案第26号	霞台厚生施設組合同規約の変更について 霞台厚生施設組合同議会議員の定数の適正化を図るとともに、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の施行に伴い、霞台厚生施設組合同規約の所要の変更を行うことについて協議したいとして、地方自治法第290条の規定により提出されたもの。なお、議会議員の定数改正の内容は、全体の定数を11人から10人とし、うち、石岡市議会から選出する数を6人から5人に改めようとするもの。またさらに、平成19年12月1日からは、全体の定数を10人から9人に改めようとするもの。	原案可決

議案第27号	<p>土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合規約の変更について</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合規約を変更することについて協議したいとして、地方自治法第290条の規定により提出されたもの。</p>	原案可決
議案第28号	<p>茨城県市町村総合事務組合規約の変更について</p> <p>地方自治法、消防組織法、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正に伴う規約中の条項等の所要の改正並びに組合事務所の位置について地番を表示するため及び広域連合からの事務の受託を可能とするための改正を行おうとするもの。</p>	原案可決
議案第29号	<p>石岡地方斎場組合規約の変更について</p> <p>石岡地方斎場組合規約の変更について石岡地方斎場組合議会議員の定数の適正化を図るとともに、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の施行に伴い、石岡地方斎場組合規約の所要の変更を行うことについて協議したいとして、地方自治法第290条の規定により提出されたもの。</p> <p>なお、議会議員の定数改正の内容は、全体の定数を14人から13人とし、うち、石岡市議会から選出する数を7人から6人に改めようとするもの。またさらに、平成19年12月1日からは、全体の定数を13人から12人に改めようとするもの。</p>	原案可決
議案第30号	<p>新治地方広域事務組合規約の変更について</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、新治地方広域事務組合規約を変更することについて協議したいとして、地方自治法第290条の規定により提出されたもの。</p>	原案可決
議案第31号	<p>茨城租税債権管理機構規約の変更について</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の施行に伴い、収入役制度の見直し及び吏員制度の廃止に係る茨城租税債権管理機構規約を変更することについて協議したいとして、地方自治法第290条の規定により提出されたもの。</p>	原案可決
議案第32号	<p>石岡市表彰条例の一部を改正する条例を制定することについて</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役制度の見直しにより、当該条例の引用部分について、所要の改正を行おうとするもの。</p>	原案可決
議案第33号	<p>石岡市部等設置条例の一部を改正する条例を制定することについて</p> <p>市長公室を市長室に改め、部外扱いとするとともに、行財政改革の組織機構再編に伴い移管される事務分掌について改めようとするもの。</p>	原案可決
議案第34号	<p>石岡市区長及び協力員条例を制定することについて</p> <p>非常勤特別職としての駐在員、区長及び自治会長による行政連絡員制度を統一し、新たな行政連絡員制度を設置しようとするもの。</p>	原案可決
議案第35号	<p>石岡市政治倫理条例の一部を改正する条例を制定することについて</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、収入役の廃止により、当該条例の引用部分について、所要の改正を行おうとするもの。</p>	原案可決
議案第36号	<p>石岡市監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて</p> <p>地方自治法の一部改正に伴う監査委員の定数に関する規定等を改正しようとするもの。</p>	原案可決
議案第37号	<p>石岡市副市長の定数を定める条例を制定することについて</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役に代えて副市長を置き、その定数を定めようとするもの。なお、議案に示された定数は「1人」。</p>	原案可決
議案第38号	<p>石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う助役及び収入役制度の見直しにより、当該条例の引用部分について、所要の改正を行おうとするもの。</p> <p>【改正要綱】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 助役の名称改正に伴い、助役を副市長に改めるもの。 2 収入役の廃止に伴い、非常勤特別職の旅費について、収入役相当としていたものを副市長相当に改めるもの。 	原案可決
議案第39号	<p>石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて</p> <p>保育所嘱託医及び保育所歯科医の報酬額の整合性を図ろうとするもの。</p>	原案可決
議案第40号	<p>石岡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を制定することについて</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う助役及び収入役制度の見直しにより、当該条例の引用部分について、所要の改正を行おうとするもの。</p>	原案可決
議案第41号	<p>石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う助役及び収入役制度の見直しにより、当該条例の引用部分について、所要の改正を行おうとするもの。</p>	原案可決

議案第42号	石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例を制定することについて 給料月額を平成19年4月から平成20年3月までの間、市長(88万円)は5俵(4万4,000円)、副市長(70万円)は3俵(2万1,000円)それぞれ減じようとするもの。なお、これは平成18年4月から行っている措置の継続。	原案可決
議案第43号	石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う助役及び収入役制度の見直しにより、当該条例の引用部分について、所要の改正を行おうとするもの。	原案可決
議案第44号	石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の臨時特例に関する条例を制定することについて 教育長の給料月額(66万円)を平成19年4月から平成20年3月までの間、2俵(調整により1万4,000円)減じようとするもの。なお、これは平成18年4月から行っている措置の継続。	原案可決
議案第45号	石岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う職員給与に係る扶養手当の支給額の改正及び組織機構の再編に伴う所要の改正を行おうとするもの。 【改正要綱】 1 少子化対策として、3人目以降の子等に係る扶養手当の支給月額を5,000円から2人目までと同額の6,000円に引き上げるもの。 2 行政職給料表級別職務分類表において市長公室長を削り、会計管理者を加えるもの。	原案可決
議案第46号	石岡市税条例の一部を改正する条例を制定することについて 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、吏員制度の廃止により、当該条例の引用部分について、所要の改正を行おうとするもの。	原案可決
議案第47号	石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて 地方税法施行令の規定に基づき、介護納付金課税限度額を現行の「8万円」から「9万円」に改めようとするもの。	原案可決
議案第48号	石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて まちづくり特例市として、新たに市街化調整区域における建築許可等の事務に係る手数料を定めようとするもの。	原案可決
議案第49号	石岡市基金条例の一部を改正する条例を制定することについて 石岡市農業集落排水事業市債償還準備基金を設置しようとするもの。	原案可決
議案第50号	石岡市立幼稚園授業料徴収条例の全部を改正する条例を制定することについて 平成19年度から新たに石岡市立幼稚園の通園バスの利用料を徴収しようとするもの。なお、通園バスの利用料は園児1人につき月額1,500円。	原案可決
議案第51号	石岡市立小桜小学校児童通学バス運行に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて 当該通学バスについては、弓弦、青田及び朝日(うち411番地から446番地)に現住所がある児童のうち、4年生から6年生は従来下校時のみの利用に限っていたが、平成19年4月の始業日から登校時も利用できることとしようとするもの。	原案可決
議案第52号	石岡市学童保育事業条例の一部を改正する条例を制定することについて 平成19年度から学童保育事業が教育委員会の所管となるため、当該部分を改めようとするもの。	原案可決
議案第53号	石岡市国府会館条例を廃止する条例を制定することについて 国府地区公民館の整備により国府会館の設置目的が満了したことから、同会館を廃止しようとするもの。	原案可決
議案第54号	石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正及び少子化対策として、入院に係る医療に要する経費の支給対象を中学校卒業まで拡大するための改正を行おうとするもの。 【改正要綱】 1 平成19年4月1日から、盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校とするもの。 2 平成19年10月1日から、特例児童生徒の入院に係る医療に要する経費を支給対象とするもの。	原案可決
議案第55号	石岡市保育所条例の一部を改正する条例を制定することについて 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、吏員制度の廃止により、当該条例において、所要の改正を行おうとするもの。	原案可決
議案第56号	石岡市障害者福祉作業所条例を制定することについて 障害者自立支援法に定める地域生活支援事業を実施するため、当該条例を制定しようとするもの。	原案可決

議案第57号	石岡市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例を制定することについて					原案可決	
	まちづくり特例市として、市街化調整区域における開発行為の許可等の基準を定めようとするもの。						
議案第58号	石岡市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例を制定することについて					原案可決	
	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役制度の見直しにより、当該条例の引用部分について、所要の改正を行おうとするもの。						
議案第59号	石岡市消防職員定数条例の一部を改正する条例を制定することについて					原案可決	
	地方自治法の一部を改正する法律の施行等により、当該条例において所要の改正を行おうとするもの。						
議案第60号	石岡市消防団条例の一部を改正する条例を制定することについて					原案可決	
	地方自治法の一部を改正する法律の施行により、当該条例において所要の改正を行おうとするもの。						
議案第61号	市道の認定について					原案可決	
	地域住民陳情による道路整備に伴い当該道路を市道に認定しようとするもの。						
	予定路線名	起点～終点	幅員(㍍)	延長(㍍)	面積(平方㍍)		
A1415号線	総社一丁目283 若宮二丁目287-2	5.20	125.60	766.40			
議案第62号	市道の認定について					原案可決	
	都市計画法に基づく開発行為により築造した道路を市道として受け入れようとするもの。						
	予定路線名	起点～終点	幅員(㍍)	延長(㍍)	面積(平方㍍)		
A4537号線	旭台二丁目3670-21 旭台二丁目3670-8	5.10	112.00	573.00			
議案第63号	市道の変更について					原案可決	
	市道整備改良事業に伴い道路の区域を一部変更しようとするもの。						
		路線名	起点～終点	幅員(㍍)	延長(㍍)		面積(平方㍍)
	旧	A0108号線	若松一丁目8877-1 府中五丁目8254-1	7.40～ 11.55	645.36		5,408.95
新	A0108号線	若松一丁目8877-1 府中四丁目8238-3	7.40～ 13.18	698.36	—		
議案第64号	市道の変更について					否 決	
	市道が同一所有者の所有地を分断しており、当該所有者が土地の一体的な使用ができるよう道路の区域を一部変更しようとするもの。						
		路線名	起点～終点	幅員(㍍)	延長(㍍)		面積(平方㍍)
	旧	A6383号線	石川字越場2181-1 石川字越場2156-113	2.10～ 6.80	446.17		1,019.08
新	A6383号線	石川字越場2181-5 石川字越場2156-113	2.10～ 6.80	398.83	888.15		
議案第65号	市道の廃止について					否 決	
	市道としての機能を喪失しているため、当該市道を廃止しようとするもの。						
	路線名	起点～終点	幅員(㍍)	延長(㍍)	面積(平方㍍)		
B2535号線	上青柳カト474 上青柳カト475	5.40～ 6.40	31.00	170.00			
議案第66号	[工事請負契約の締結について]の一部変更について					原案可決	
	平成18年第3回定例会で可決した「工事請負契約の締結について(18農集排処理施設機械設備工事)」につき、外構擁壁工の一部工法変更が生じたため、設計を見直し、これに伴って請負金額を「2億1,489万3,000円」から「2億1,825万3,000円」に変更しようとするもの。						
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて					適 任	
人権擁護委員が7名から2名増員となり9名となったため、新たに委員の候補者を推薦する必要が生じたことから、大竹善倫氏(旭台3)を推薦しようとするもの。							
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて					適 任	
	人権擁護委員が7名から2名増員となり9名となったため、新たに委員の候補者を推薦する必要が生じたことから、萩原壽盈氏(弓弦)を推薦しようとするもの。						



高低差が大きすぎ、傍聴席からは議員席が見えない。

市議会本会議場の 放送設備等を改修

●市議会本会議場の放送設備は機器設置から約十五年が経過し、傍聴席の市民から「発言者の声が聞き取りづらい」などの苦情が寄せられていたところ。また、本会議の様相を市内三か所へ放映しているカメラも、近年老朽化が目立ってきていた。

このような状況を抜本的に改善するため、市はこのたび、本会議場などの放送設備を一押し、さらに傍聴席にはテレビモニターを設置することにしました。このモニターは、傍聴席と会議を行う部分との高低差が大きいため、生ずる諸問題を解消するためのもの。今後は、「傍聴席から議員席

が見えない」「質問している議員の顔が見えない」といった不満の声がなくなることが期待される。

なお、この改修は県の合併補助金で行い、工事は第二回定例会が開会する六月十三日（会期予定は最下段参照）までに終了する予定。

委員会傍聴規則改正 傍聴可能な人数が増加に

●このたび市議会は、委員会

議会 ア・ラ・カルト

の傍聴規則を改正することを決めた。

この改正は、これまで五人だった常任委員会の傍聴定員を十人に増やそうとするもの。議員改選に先立って市が行った委員会室改修により、一部屋あたりの面積が拡大したため、定員増が可能になった。

なお、石岡市議会は委員会を「原則公開」としている。

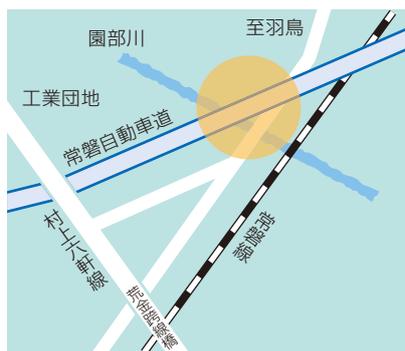
スマート・IC社会実験 実施小美玉市、県と共に 要望へ

●都市建設委員会で都市整備課長が説明したところでは、当市と小美玉市が別個に企画していた常磐自動車道でのスマート・インターチェンジ（IC）社会実験（※）について、今後は小美玉市と共同で実現を目指して行くことになった。

や協議を行っていくという。県では、早ければ十九年度着工、二十年度の実験開始を目指したいとしているとのこと。都市建設委員からも「事業実現を目指し、両市や県、関係機関と合同で組織を作り、要望活動を展開してはどうか」など、実験実現へ向けた意見が出された。

（※社会実験Ⅱ社会的に大きな影響を与える可能性が高い新しい施策の導入に先立ち、場所と期間を限定して施策を試行するとともに、試行結果の評価を行い、施策を本格的

に導入するかどうかの判断をするもの。本線直結型スマート・ICの社会実験は、すでに常磐自動車道と国道一二三号の交差点部（水戸市飯富町地内）でも実施されている。



第2回 定例会は6月13日開会予定

第2回定例会は、下記の日程で行われる予定です。ぜひ傍聴においでになってみてください。

また、議会の様子は、モニターを通じて本庁舎と八郷総合支所の1階ロビー、まちかど情報センターでもご覧いただけます。

6月13日 ㊤	本会議（開会）
6月18日 ㊤	本会議（一般質問）
6月19日 ㊤	本会議（一般質問）
6月20日 ㊤	本会議（一般質問）
6月21日 ㊤	本会議（議案質疑）
6月22日 ㊤	常任委員会（総務企画・教育福祉の両委員会）
6月25日 ㊤	常任委員会（市民経済・都市建設の両委員会）
6月26日 ㊤	議会運営委員会
6月27日 ㊤	本会議（質疑・討論・採決）

※開会時間は、すべて午前10時からです。